

◎新潟県告示第1172号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の免税軽油使用者証は亡失した旨の届出があったので無効とする

平成30年11月20日

新潟県知事 花 角 英 世

業 種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付地域振興局	亡失年月日
漁船以外の船舶	長振税 第1120040号	平成28年4月11日 ～ 平成31年4月10日	柏崎市田塚1丁目6-11  長井 秀雄	長岡 地域振興局	平成30年 4月20日